発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年９月30日
【発行者の名称】	エネルギーパワー株式会社 （ENERGY POWER CO., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　米澤　量登
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目１番10号
【電話番号】	06-6267-0107（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　佐々木　美彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	エネルギーパワー株式会社 https://kenep.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法(以下「法」という。)第 21 条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第８期（中間）	第９期（中間）	第７期	第８期
会計期間		自 2023年１月１日 至 2023年６月 30 日	自 2024年１月１日 至 2024年６月 30 日	自 2022年１月１日 至 2022年 12 月 31 日	自 2023年１月１日 至 2023年 12 月 31 日
売上高	（千円）	885,429	1,111,696	2,919,220	1,962,670
経常利益	（千円）	198,902	82,575	124,883	285,333
中間（当期）純利益	（千円）	134,866	52,874	93,722	191,612
純資産額	（千円）	167,681	277,302	32,815	224,427
総資産額	（千円）	1,314,257	1,745,835	1,418,262	1,645,127
１株当たり純資産額	（円）	20.96	34.66	4.10	28.05
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	16.86	6.61	11.72	23.95
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	12.8	15.9	2.3	13.6
自己資本利益率	（%）	134.5	21.1	―	149.0
株価収益率	（倍）	―	68.1	―	―
配当性向	（%）	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	363,349	220,875	△58,229	276,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△87,589	△466,425	△83,847	△319,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	23,192	210,796	66,897	152,077
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	403,777	179,279	104,824	214,034
従業員数	（名）	26	26	32	26

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４．株価収益率については、第７期、第８期（中間）及び第８期は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

５．１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため記載してお

りません。
６．第７期は、期中平均純資産がマイナスであることから、自己資本利益率は記載しておりません。
７．第７期の財務諸表及び第８期（中間）の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第８期の財務諸表及び第９期（中間）の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、あおい監査法人の監査及び中間監査を受けております。
８．従業員数は就業人員数であります。
９．2024年１月４日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2024年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギーマネジメント事業	9
エンジニアリング事業	7
全社（共通）	10
合計	26

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．全社（共通）は、管理部門（総務、経理等）の従業員であります。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１） 業績

当中間会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和され、また企業においても設備投資の回復基調を受け、景気は緩やかに回復の傾向にあります。一方で、物価や資材、エネルギー価格等の上昇、ウクライナ情勢の長期化、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等により、未だ先行きは不透明な状況が続いております。

エネルギーマネジメント事業については、昨年度より新たな電気需給契約の締結を一部再開しております。日本卸電力取引所（ＪＥＰＸ）の卸電力価格高騰に備えて、電源調達調整額の導入や相対契約の実施、自社発電所の建設によるＪＥＰＸに依存しない電源の獲得等を行うことにより、原価の安定を図るとともに、自社発電所の建設を推進することにより、安定的な業績拡大に向けた取り組みを行ってまいります。

エンジニアリング事業については、世界的なカーボンニュートラル実現への取り組みの一環である再生可能エネルギー活用の試みとして、自家消費型太陽光発電設備設置工事及び EV 充電設備設置工事の需要が高く、当該工事において売上が好調に推移いたしました。

その他事業については、報告セグメントであるエネルギーマネジメント事業及びエンジニアリング事業に対して積極的に人材等を投下する方針とし、販売する商品を販売が堅調に推移している非常用移動型蓄電池等に限定いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は 1,111,696 千円（前年同期比 25.6%増）、営業利益は 97,511 千円（前年同期比 29.8%減）、経常利益は 82,575 千円（前年同期比 58.5%減）、中間純利益は 52,874 千円（前年同期比 60.8%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(エネルギーマネジメント事業)

エネルギーマネジメント事業においては、売上高は 400,902 千円（前年同期比 14.5%減）、セグメント利益は 82,732 千円（前年同期比 35.9%減）となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業においては、売上高は 708,839 千円（前年同期比 87.5%増）、セグメント利益は 104,437 千円（前年同期比 62.7%増）となりました。

(その他)

その他事業においては、売上高は 1,953 千円（前年同期比 94.9%減）、セグメント利益は 342 千円（前年同期比 97.1%減）となりました。

（２） キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、前事業年度末と比較し 34,754 千円減少し、179,279 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、220,875 千円（前年同期は 363,349 千円の獲得）となりました。これは主に前渡金の増加 108,220 千円、仕入債務の減少 222,030 千円によりキャッシュ・フローが減少する一方で、売上債権の減少 390,887 千円、未収又は未払消費税等の増加 83,832 千円によりキャッシュ・フローの増加が生じたこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、466,425 千円（前年同期は 87,589 千円の支出）となりまし

た。これは主に有形固定資産の取得による支出 432,887 千円が生じたこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、210,796 千円（前年同期は 23,192 千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入 420,000 千円がある一方で、短期借入金の純減少額 139,996 千円、長期借入金の返済による支出 61,048 千円が生じたこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1） 生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

（2） 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（%）
エネルギーマネジメント事業	148,780	82.3
エンジニアリング事業	87,377	232.4
その他	1,429	5.7
合計	237,588	97.6

（注）1．金額は、仕入価格によっております。

2．セグメント間取引については、相殺消去しております。

（3） 受注実績

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
エンジニアリング事業	591,039	86.9	287,409	77.5
合計	591,039	86.9	287,409	77.5

（注）1．セグメント間取引については、相殺消去しております。

2．エネルギーマネジメント事業及びその他は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

（4） 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
エネルギーマネジメント事業	400,902	85.5
エンジニアリング事業	708,839	187.5
その他	1,953	5.1
合計	1,111,696	125.6

（注）1．セグメント間取引については、相殺消去しております。

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
かんでんＥハウス株式会社	285,939	32.3	684,418	61.6

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2024 年３月 28 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023 年９月 21 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する事項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面。

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合。

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて

債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）。

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前ａの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資家保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活

動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則　として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する）の日。

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。

ｃ 甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規定等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

ｂ 甲の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300％を超える第三者割当に係る議決権又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】
該当事項はありません。

6 【研究開発活動】
該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り
当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析
(流動資産)
当中間会計期間末における流動資産は、368,463 千円減少し、844,490 千円となりました。前渡金が 108,220 千円、売掛金が 15,992 千円増加する一方で、完成工事未収入金が 213,647 千円、契約資産が 192,862 千円、未収消費税等が 45,087 千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)
当中間会計期間末における固定資産は、469,172 千円増加し、901,345 千円となりました。機械及び装置（純額）が 8,284 千円減少する一方で、建設仮勘定が 454,922 千円、敷金保証金が 21,327 千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)
当中間会計期間末における流動負債は、290,177 千円減少し、519,569 千円となりました。未払消費税等が 38,744 千円、賞与引当金が 10,105 千円増加する一方で、工事未払金が 217,993 千円、短期借入金が 139,996 千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)
当中間会計期間末における固定負債は、338,011 千円増加し、948,964 千円となりました。繰延税金負債が 11,278 千円減少した一方で、長期借入金が 345,431 千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)
当中間会計期間末における純資産は、52,874 千円増加し、277,302 千円となりました。中間純利益 52,874 千円の計上が主な要因であります。

（3）経営成績の分析
「1 【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因
「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

（５）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第４ 【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、増加した主要な設備は、次のとおりであります。増加した理由は、埼玉県久喜市における太陽光発電設備の取得に伴う建設仮勘定の計上によるものであります。

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）		従業員数（名）
			建設仮勘定	合計	
発電所（埼玉県久喜市）	エネルギーマネジメント事業	太陽光発電設備	36,600	36,600	―
発電所（埼玉県久喜市）	エネルギーマネジメント事業	太陽光発電設備	418,322	418,322	―

２【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

前事業年度末に計画していた設備計画は、防犯対策の強化等を行うため、次のように変更いたしました。

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
発電所（埼玉県久喜市）	エネルギーマネジメント事業	太陽光発電設備	244,600（注）３	239,558	自己資金及び借入金	2023年12月	2024年10月	（注）１
発電所（埼玉県久喜市）	エネルギーマネジメント事業	太陽光発電設備	431,000（注）４	380,331	助成金及び借入金	2024年６月	2024年10月	（注）２

（注）１．完成後の増加能力は、発電量で 181 万 kWh/年の増加を想定しています。
２．完成後の増加能力は、発電量で 300 万 kWh/年の増加を想定しています。
３．当初の計画に比べ、太陽光発電設備の投資予定額が 2,600 千円増加し、防犯対策等を強化いたします。
４．当初の計画に比べ、太陽光発電設備の投資予定額が 1,000 千円増加し、防犯対策等を強化いたします。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2024年6月30日）	公表日現在発行数(株)（2024年9月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,000,000	24,000,000	8,000,000	8,000,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100 株であります。
計	32,000,000	24,000,000	8,000,000	8,000,000	―	―

（注）2023 年 12 月 15 日開催の臨時取締役会決議により、2024 年１月４日付で普通株式１株につき 100 株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は 7,920,000 株増加し、8,000,000 株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は 31,680,000 株増加し、32,000,000 株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB 等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年１月４日（注）	7,920,000	8,000,000	―	40,000	―	―

（注）2023 年 12 月 15 日開催の臨時取締役会決議により、2024 年１月４日付で普通株式１株を 100 株に分割しております。これにより、発行済株式総数は 7,920,000 株増加し、8,000,000 株となっております。

（６）【大株主の状況】

2024年６月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
米澤　量登	兵庫県芦屋市	7,999,900	99.99
アールイーマネジメント株式会社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目７番10号	100	0.00
計	―	8,000,000	100.00

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年６月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,000,000	80,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	8,000,000	―	―
総株主の議決権	―	80,000	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（８）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年１月	2024年２月	2024年３月	2024年４月	2024年５月	2024年６月
最高（円）	―	―	450	―	―	―
最低（円）	―	―	450	―	―	―

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価額であります。

２．当社株式は、2024年３月13日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当ありません。

３．2024年４月から2024年６月までにおいては、売買実績がありません。

３ 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報を公表した 2024 年３月 28 日以降、本中間発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2024 年１月１日から 2024 年６月 30 日まで）の中間財務諸表について、あおい監査法人による中間監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1．【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①　【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年6月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	214,034	189,279
受取手形	370	―
売掛金	※2　164,103	※2　180,095
完成工事未収入金	505,856	292,209
契約資産	230,992	38,129
未成工事支出金	185	―
商品及び製品	3,249	2,695
原材料及び貯蔵品	8,231	8,231
前渡金	15,417	123,637
前払費用	6,434	7,420
未収消費税等	45,087	―
その他	19,936	3,941
貸倒引当金	△944	△1,151
流動資産合計	1,212,954	844,490
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,695	7,248
構築物（純額）	534	518
機械及び装置（純額）	※2　140,409	※2　132,125
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	1,147	1,131
建設仮勘定	226,834	681,757
有形固定資産合計	※1　376,621	※1　822,781
無形固定資産		
ソフトウエア	6,579	6,748
無形固定資産合計	6,579	6,748
投資その他の資産		
出資金	311	311
長期前払費用	6,032	7,222
敷金保証金	28,381	49,708
その他	14,245	14,573
投資その他の資産合計	48,971	71,816
固定資産合計	432,173	901,345
資産合計	1,645,127	1,745,835

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年6月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,333	49,595
工事未払金	283,112	65,118
短期借入金	※2※3 341,670	※2※3 201,674
１年内返済予定の長期借入金	※2 75,203	※2 88,724
未払金	4,093	3,501
未払費用	9,367	8,946
未払法人税等	47,453	40,977
未払消費税等	—	38,744
契約負債	1,106	261
預り金	8,593	4,926
賞与引当金	5,838	15,943
工事損失引当金	1,975	1,156
流動負債合計	809,746	519,569
固定負債		
長期借入金	※2 572,502	※2 917,933
繰延税金負債	19,961	8,682
役員退職慰労引当金	12,933	16,790
資産除去債務	5,556	5,558
固定負債合計	610,952	948,964
負債合計	1,420,699	1,468,533
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	37,376	35,074
繰越利益剰余金	147,051	202,227
利益剰余金合計	184,427	237,302
株主資本合計	224,427	277,302
純資産合計	224,427	277,302
負債純資産合計	1,645,127	1,745,835

② 【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2023年1月1日 至　2023年6月30日）	当中間会計期間 （自　2024年1月1日 至　2024年6月30日）
売上高		
完成工事高	377,995	708,839
売電事業売上高	468,811	400,902
商品売上高	38,523	1,953
製品売上高	100	―
売上高合計	885,429	1,111,696
売上原価		
完成工事原価	※2　290,976	※2　580,504
売電事業売上原価	308,098	285,656
商品売上原価		
商品期首棚卸高	8,847	3,249
当期商品仕入高	21,311	1,007
合計	30,159	4,257
商品期末棚卸高	4,721	2,695
商品売上原価	25,437	1,561
製品売上原価		
製品期首棚卸高	―	―
当期製品製造原価	37	―
合計	37	―
製品期末棚卸高	―	―
製品売上原価	37	―
売上原価合計	624,551	867,722
売上総利益	260,878	243,973
販売費及び一般管理費	※1　122,069	※1　146,462
営業利益	138,809	97,511
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	6	6
助成金収入	328	591
補助金収入	62,900	―
受取手数料	1,422	―
受取還付金	―	328
その他	337	902
営業外収益合計	64,995	1,828
営業外費用		
支払利息	4,353	7,938
支払手数料	548	2,160
上場関連費用	―	6,000
その他	―	666
営業外費用合計	4,902	16,764

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
経常利益	198,902	82,575
特別損失		
固定資産除却損	―	0
特別損失合計	―	0
税引前中間純利益	198,902	82,575
法人税、住民税及び事業税	34,161	40,978
法人税等調整額	29,874	△11,278
法人税等合計	64,036	29,700
中間純利益	134,866	52,874

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計	
		その他利益剰余金				
		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	―	△7,184	△7,184	32,815	32,815
当中間期変動額						
中間純利益			134,866	134,866	134,866	134,866
固定資産圧縮積立金の積立		41,168	△41,168	―	―	―
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,285	1,285	―	―	―
当中間期変動額合計	―	39,883	94,983	134,866	134,866	134,866
当中間期末残高	40,000	39,883	87,798	127,681	167,681	167,681

当中間会計期間（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計	
		その他利益剰余金				
		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,000	37,376	147,051	184,427	224,427	224,427
当中間期変動額						
中間純利益			52,874	52,874	52,874	52,874
固定資産圧縮積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩		△2,301	2,301	―	―	―
当中間期変動額合計	―	△2,301	55,176	52,874	52,874	52,874
当中間期末残高	40,000	35,074	202,227	237,302	277,302	277,302

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2023年1月1日 至　2023年6月30日）	当中間会計期間 （自　2024年1月1日 至　2024年6月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	198,902	82,575
減価償却費	6,280	11,300
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	1,940	3,856
賞与引当金の増減額（△は減少）	10,439	10,105
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△492	206
受取利息及び受取配当金	△6	△6
助成金収入	△328	△591
補助金収入	△62,900	―
還付金収入	―	△328
支払利息	4,353	7,938
支払手数料	548	2,160
上場関連費用	―	6,000
固定資産除却損	―	0
売上債権の増減額（△は増加）	659,707	390,887
棚卸資産の増減額（△は増加）	5,040	739
仕入債務の増減額（△は減少）	△211,603	△222,030
前渡金の増減額（△は増加）	△159,554	△108,220
未収又は未払消費税等の増減額（△は減少）	△97,995	83,832
差入保証金の増減額（△は増加）	△3,735	2,125
その他	△360	△9,528
小計	350,234	261,020
利息及び配当金の受取額	6	5
助成金の受取額	328	591
補助金の受取額	62,900	―
還付金の受取額	―	328
利息の支払額	△4,850	△7,581
法人税等の支払額	△45,270	△33,488
営業活動によるキャッシュ・フロー	363,349	220,875
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△84,683	△432,887
無形固定資産の取得による支出	△2,900	△1,390
敷金及び保証金の差入れによる支出	△6	△21,500
保険の積立による支出	―	△648
定期預金の預入による支出	―	△10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△87,589	△466,425

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△129,000	△139,996
長期借入れによる収入	200,000	420,000
長期借入金の返済による支出	△47,692	△61,048
上場関連費用の支出	―	△6,000
その他	△115	△2,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,192	210,796
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	298,952	△34,754
現金及び現金同等物の期首残高	104,824	214,034
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　403,777	※　179,279

【注記事項】
(重要な会計方針)
１．棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
（１）未成工事支出金
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
（２）商品・製品・仕掛品
先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
（３）原材料・貯蔵品
主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．　固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～15 年
構築物	20 年
機械及び装置	17 年
車両運搬具	２年
工具、器具及び備品	５～８年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
（３）長期前払費用
定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（２）賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間に見合う金額を計上しております。
（３）工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、当中間会計期間末における損失見込額に基づき計上しております。
（４）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準
（１）エネルギーマネジメント事業

検針日基準により収益を認識しております。決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 103－２項に基づいて見積り計上を行っております。

（２）エンジニアリング事業

工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることが出来ない工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。

５．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023 年 12 月 31 日）	当中間会計期間 （2024 年６月 30 日）
建物	4,242 千円	4,689 千円
構築物	110 千円	126 千円
機械及び装置	13,632 千円	21,916 千円
車両運搬具	1,572 千円	1,272 千円
工具、器具及び備品	5,242 千円	5,522 千円
計	24,800 千円	33,528 千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023 年 12 月 31 日）	当中間会計期間 （2024 年６月 30 日）
売掛金	110,383 千円	124,317 千円
機械及び装置（純額）	140,409 千円	132,125 千円
計	250,792 千円	256,442 千円

	前事業年度 （2023 年 12 月 31 日）	当中間会計期間 （2024 年６月 30 日）
短期借入金	330,000 千円	200,000 千円
１年内返済予定の長期借入金	33,435 千円	39,896 千円
長期借入金	102,198 千円	255,240 千円
計	465,633 千円	495,136 千円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2023 年 12 月 31 日）	当中間会計期間 （2024 年６月 30 日）
当座貸越極度額	330,000 千円	350,000 千円
借入実行残高	330,000 千円	200,000 千円
差引額	―千円	150,000 千円

（中間損益計算書関係）

※1　減価償却実施額

	前中間会計期間 （自　2023年1月1日 至　2023年6月30日）	当中間会計期間 （自　2024年1月1日 至　2024年6月30日）
有形固定資産	5,290千円	9,027千円
無形固定資産	961千円	1,221千円
合計	6,251千円	10,249千円

※2　完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額（△は戻入額）は、次のとおりであります。

前中間会計期間 （自　2023年1月1日 至　2023年6月30日）	当中間会計期間 （自　2024年1月1日 至　2024年6月30日）
406千円	△2,669千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　2023年1月1日　至　2023年6月30日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	80,000	―	―	80,000

2．　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．　配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2024年1月1日　至　2024年6月30日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	80,000	7,920,000	―	8,000,000

（注）普通株式の発行済株式の増加7,920,000株は株式分割によるものであります。

2．　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．　配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
現金及び預金	403,777千円	189,279千円
預入期間が３か月を超える定期預金	―千円	10,000千円
現金及び現金同等物	403,777千円	179,279千円

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023 年 12 月 31 日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金保証金　※５	1,770	1,769	△0
資産計	1,770	1,769	△0
長期借入金　※３	647,705	638,422	△9,282
負債計	647,705	638,422	△9,282

※１　「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※２　「受取手形」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※３　１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

※４　市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（千円）
出資金	311

※５　貸借対照表における敷金保証金の金額と上表における貸借対照表計上額との差額は、事業年度末における敷金保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（太陽光発電設備の原状回復費用見込額）の未償却残高及び預託金であります。

当中間会計期間（2024 年６月 30 日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金保証金　※５	1,790	1,789	△0
資産計	1,790	1,789	△0
長期借入金　※３	1,006,657	989,659	△16,997
負債計	1,006,657	989,659	△16,997

※１　「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

※２　「売掛金」、「完成工事未収入金」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

※３　１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

※４　市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間（千円）
出資金	311

※５　中間貸借対照表における敷金保証金の金額と上表における中間貸借対照表計上額との差額は、中間会計期間末における敷金保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（太陽光発電設備の原状回復費用見込額）の未償却残高及び預託金であります。

２．　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当する金融商品はありません。

（２）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023 年 12 月 31 日）

区分	時　　価　（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金保証金	―	1,769	―	1,769
資産計	―	1,769	―	1,769
長期借入金	―	638,422	―	638,422
負債計	―	638,422	―	638,422

当中間会計期間（2024 年６月 30 日）

区分	時　　価　（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金保証金	―	1,789	―	1,789
資産計	―	1,789	―	1,789
長期借入金	―	989,659	―	989,659
負債計	―	989,659	―	989,659

※　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金保証金

敷金保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

本社機能関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は当該期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （2023 年 12 月 31 日）	当中間会計期間 （2024 年６月 30 日）
期首残高	5,552 千円	5,556 千円
時の経過による調整額	3 千円	1 千円
中間期末（期末）残高	5,556 千円	5,558 千円

２．資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上していないもの

太陽光発電設備については、土地所有者との賃貸借契約等に基づき、賃借した用地等の返還時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約等に関連する保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該賃貸借契約等に係る保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,112,856	670,330
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	670,330	472,305
契約資産（期首残高）	20,682	230,992
契約資産（中間期末（期末）残高）	230,992	38,129
契約負債（期首残高）	15,432	1,106
契約負債（中間期末（期末）残高）	1,106	261

契約資産は、主に顧客との工事契約について中間期末（期末）日時点で充足されている履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであり、顧客に請求された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、製品の引渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．　報告セグメントの概要

（１）報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、電力小売を主な内容としたエネルギーマネジメント事業、ビル、マンション等の省エネ化工事、太陽光発電設備設置工事、ＥＶ充電設備設置工事等の各種工事を行うエンジニアリング事業を営んでおります。当社は事業ごとに包括的事業戦略を立案可能な管理体制とし、事業活動を展開しております。従いまして、当社は、「エネルギーマネジメント事業」及び「エンジニアリング事業」の２つを報告セグメントとしております。

（２）各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

エネルギーマネジメント事業：電気の小売り

エンジニアリング事業：ビル、マンション等の省エネ化工事、太陽光発電設備設置工事、ＥＶ充電設備設置工事

２．　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は営業利益をベースとした数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２	中間財務諸表計上額（注）３
	エネルギーマネジメント事業	エンジニアリング事業	計				
売上高							
電力小売	468,811	―	468,811	―	468,811	―	468,811
請負工事	―	377,995	377,995	―	377,995	―	377,995
物品販売	―	―	―	38,523	38,523	―	38,523
製品販売	―	―	―	100	100	―	100
顧客との契約から生じる収益	468,811	377,995	846,806	38,623	885,429	―	885,429
外部顧客への売上高	468,811	377,995	846,806	38,623	885,429	―	885,429
セグメント利益	129,077	64,191	193,268	11,636	204,905	△66,096	138,809
セグメント資産	344,586	478,037	822,624	22,246	844,870	469,387	1,314,257
その他の項目							
減価償却費（注４）	5,209	―	5,209	―	5,209	1,070	6,280
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	87,583	―	87,583	―	87,583	―	87,583

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電設備資材、蓄電池等の商品販売事業及び暗号資産採掘機器の製造販売事業であります。

２.調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△66,096 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額469,387千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額 1,070 千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

３．セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と一致するよう調整を行っております。

４．減価償却費には、長期前払費用及び保証金の償却額を含んでおります。

当中間会計期間（自　2024年1月1日　至　2024年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）1	合計	調整額（注）2	中間財務諸表計上額（注）3
	エネルギーマネジメント事業	エンジニアリング事業	計				
売上高							
電力小売	400,902	―	400,902	―	400,902	―	400,902
請負工事	―	708,839	708,839	―	708,839	―	708,839
物品販売	―	―	―	1,953	1,953	―	1,953
製品販売	―	―	―	―	―	―	―
顧客との契約から生じる収益	400,902	708,839	1,109,742	1,953	1,111,696	―	1,111,696
外部顧客への売上高	400,902	708,839	1,109,742	1,953	1,111,696	―	1,111,696
セグメント利益	82,732	104,437	187,170	342	187,512	△90,000	97,511
セグメント資産	1,055,329	454,781	1,510,111	11,960	1,522,071	223,764	1,745,835
その他の項目							
減価償却費（注4）	9,402	―	9,402	―	9,402	1,897	11,300
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	456,312	―	456,312	―	456,312	264	456,577

（注）1．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電設備資材、蓄電池等の商品販売事業及び暗号資産採掘機器の製造販売事業であります。

2.調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△90,000 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額223,764千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額 1,897 千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 264 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

3．セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と一致するよう調整を行っております。

4．減価償却費には、長期前払費用及び保証金の償却額を含んでおります。

【関連情報】

前中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

１．　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．　主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
かんでんＥハウス株式会社	285,939	エンジニアリング事業

当中間会計期間（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）

１．　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．　主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
かんでんＥハウス株式会社	684,418	エンジニアリング事業 その他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当中間会計期間 （2024年６月30日）
１株当たり純資産額	28.05円	34.66円

	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
１株当たり中間純利益	16.86円	6.61円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	当中間会計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年６月30日）
中間純利益（千円）	134,866	52,874
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純利益(千円)	134,866	52,874
普通株式の期中平均株式数(株)	8,000,000	8,000,000

３．当社は2023年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年１月４日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

１．資金の借入について

当社は、2024 年７月 16 日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議いたしました。固定資産の取得を目的に、金融機関からの追加借入を行うものであります。

（１）借入先	株式会社日本政策金融公庫	
（２）借入実行予定日	2024 年７月 18 日	
（３）借入金総額	113 百万円	
（４）借入金額	110 百万円	3 百万円
（５）支払金利	２年目まで 1.40％ ３年目以降 1.90％	２年目まで 2.05％ ３年目以降 2.55％
（６）返済期間	15 年間	
（７）担保の有無	無担保・無保証	

２．決算期の変更

当社は、2024 年７月 31 日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決算期（事業年度の末日）の変更を決議いたしました。

（１）変更の理由

当社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとしておりますが、当社が営む電気工事業においては、事業の特性上、毎年 10 月から 12 月に売上高や営業利益が偏重する傾向があります。事業の特性上の収益構造に合わせた予算統制を採用することで、経営及び事業運営を効率的に実施するとともに、業績等の経営成績の開示を向上させることを目的とし、当社の事業年度を毎年９月１日から翌年８月 31 日までに変更するものであります。

（２）変更の内容

現　在：毎年 12 月 31 日

変更後：毎年８月 31 日

決算期変更の経過期間となる第９期は、2024 年１月１日から 2024 年８月 31 日までの８か月間といたします。

３．資金の借入について

当社は、2024 年９月 13 日の取締役会において、資金の借入を行うことを決議いたしました。運転資金を確保することを目的に、金融機関からの借入を行うものであります。

（１）借入先	株式会社りそな銀行
（２）借入実行予定日	2024 年９月 30 日
（３）借入金額	100 百万円
（４）支払金利	2.025％（変動金利　短期プライムレート連動）
（５）返済期間	5 年
（６）担保の有無	無担保・無保証

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年９月30日

エネルギーパワー株式会社
　取締役会　御中

あおい監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　角田 康郎

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中道 貴進

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエネルギーパワー株式会社の2024年１月１日から2024年８月31日までの第９期事業年度の中間会計期間（2024年１月１日から2024年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エネルギーパワー株式会社の2024年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年１月１日から2024年６月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上